

常滑市市民協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 常滑市の市民協働を推進するため、常滑市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民協働を促進するための施策に関すること。
- (2) その他協働事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民協働に理解と意欲のある市民で、公募による者
- (2) 市民活動団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、初年度については委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故がある場合は、会長が委員の中からあらかじめ指名した者がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を市民協働課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会議で協議して定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月8日から施行する。